

# 運 航 基 準 ( シ ー バ ス )

## 第 1 章 目 的

(目 的)

- 第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、横浜駅東口/ハンマーヘッド/ピア赤レンガ/山下公園間の航路における船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第 2 章 運航の可否判断

(発航の中止)

- 第 2 条 船長は、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港 名	風 速	波 高	視 程
	横 浜 港 内	13m/s 以上	1m 以上

- 2 船長は、前項に掲げる条件に達しない時においても山の内橋梁及び新港橋、自動車道橋下での現地確認の結果、次に掲げる条件に達していると認めるときは運航を中止しなければならない。

山の内橋梁及び新港橋、自動車道橋下 における船上の空間
30cm 以下

- 3 監督官庁からの指示による運航停止(津波警報等)
- 4 運航管理員は、発航の中止が決定されたときは、乗船待客にその旨を知らせなくてはならない。

(基準航行の中止)

第 3 条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な航行が困難となるおそれがあると認められるとき、または視程が 300m 以下となったとき、又は山の内橋梁及び新港橋、自動車橋下の船上空間 30cm 以下を認めたときは基準航行を中止し、減速、変針反転など適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断の記録)

第 4 条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航の可否判断記録簿及び航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については判断理由を記録すること。記録は適時まとめて記録してもよい。

### 第 3 章 船舶の航行

(運航基準図等)

第 5 条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項について、運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びに相互間の距離
- (2) 航行上注意すべき箇所、待機及び船上空間確認場所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第 6 条 基準経路は、運航基準図に記載する常用基準経路のとおりとする。

2 可航区域の最短経路をとることを原則とするが、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 横切りはできる限り直角に行うこと。
- (2) 航路内航行中の他船の航行に支障を与えないこと。
- (3) 山の内橋梁及び新港橋、自動車橋手前 40m でいつでも停船可能な状態とし、橋柱上の標識により船上空間を確認する。
  - (イ) 行き合い船の場合、20m 本船から離れたとき。
  - (ロ) 先行船の場合は、山の内橋梁及び新港橋、自動車橋を通過した後
- (4) 山の内橋梁及び新港橋、自動車橋下の航行は最微速にて航行する。
- (5) 山の内橋梁下の航行は次の通り行うものとする。
  - (イ) 山下営業所から横浜駅東口営業所へ向かうとき  
左から第 3 番目の水路
  - (ロ) 横浜駅東口営業所から山下営業所へ向かうとき  
右から第 3 番目の水路

(6) 新港橋梁下の航行は次の通り行うものとする。

中央水路

(7) 自動車橋梁下の航行は次の通り行うものとする。

右側の水路

(速力基準等)

第 7 条 速力は、次表を基準とするが、特に気象・海象、他船の状況及び旅客の状況により速力調整を随時行うものとする。

船名 区分	シーバス・シーバス 5 号		シーバス ZERO		シーバス ACE	
	速力ノット	機関回転数/分	速力ノット	機関回転数/分	速力ノット	機関回転数/分
最微速	3	700	9	1300	11	2140
微速	5	1000	11.5	1650	15.2	2700
半速	8	1400	12.9	1930	19.8	3090
全速	10.9	2200	14	2150	22.5	3350
航海速力	10.0	1900	10.0	1450	10.0	2000

(運航管理者との連絡等)

第 8 条 船長は、通常航行を変更し、または航行の安全に必要な事項が生じた場合直ちに運航管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 9 条 船長と運航管理者（副運航管理者）の連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する営業所	MCA 無線電話
(2)	緊急の場合	本社（運航管理者）	携帯電話

(機器点検)

第 10 条 船長は、入港着岸前に安全な海域においてクラッチ・舵等の点検を実施し、穏やかな行脚で達着を行なうものとする。

(記録)

第 11 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を書面に記録するものとする。